

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
福祉サービス利用援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が、社会福祉法人京都府社会福祉協議会（以下、「府社協」という。）の委託により福祉サービス利用援助事業（以下、「事業」という。）を実施するために必要な事項を定め認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する援助等を行い、その者の権利擁護に資するとともに、誰もが自分らしく暮らすことのできる福祉のまちづくりをすすめることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 精華町に居住し、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であって、日常生活を営むのに必要な福祉サービス等を利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者。ただし、入所施設を利用している者や長期入院をしている者は除く。
- (2) 事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

(援助内容)

第3条 この事業による援助の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福祉サービス（この契約では、福祉用具を貸すことも含む。）を利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- (2) 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- (3) 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- (4) 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- (5) 医療費を支払う手続き
- (6) 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- (7) 日用品等の代金を支払う手続き
- (8) 上記第1号から第7号の支払いにともなう預貯金の払い戻し、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続き
- (9) 前項に掲げる手続きに伴う次のものの預かり
 - ① 日常的金銭管理に使用する預貯金通帳
 - ② 前号の金融機関届出印
 - ③ 公的書類のうち、本会が適当と認め、府社協の同意を得たもの

(10) 前号以外の書類等で、本会が適当と認め、府社協の同意を得たものの
預かり

2 前項に掲げる手続きにかかる具体的な援助の方法は次のとおりとする。

- (1) 相談と助言、情報提供
- (2) 行政窓口等との連絡調整
- (3) 手続きの同行又は代行

(預貯金通帳等の取り扱い)

第4条 前条に該当する利用者の日常的金銭管理の援助に使用する預貯金通帳は50万円程度を目安とし、取り扱う金銭を一定の範囲内に限定する。

- 2 本会が、前条に基づいて利用者から書類等を預かる場合は、預かり確認書を作成するとともに、安全かつ適切な方法で管理、保管しなければならない。
- 3 本会において、預かり確認書を作成するにあたっては、利用者自身に返還できない場合に備えて、原則として受取人を定めるものとする。

(援助体制)

第5条 この事業による援助は、本人等からの申請に基づき、第6条の手続きを経た上で行うものとする。

- 2 この事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、本会は、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保しなければならない。
- 3 本会が行う相談の過程で、この事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努める。

(相談の受付及び判定)

第6条 事業の利用申請は、本会に対して行うものとし、相談の受付にあたっては、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりのある行政機関、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、または障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が事業の契約の内容について、判断し得る能力を有するか否かの判定を行わなければならない。

- 2 前項の判定にあたり疑義が生じた場合には、本会は、府社協が実施する契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。

- 3 本会は、本人が利用対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人及び関係者にその旨を通知する。

(契約の締結)

第7条 本会は、前条の規定に基づき、事業の利用対象者として適切であると認めた場合は、本人の意向を確認しつつ、第3条第1項に掲げる手続きのうち、援助が必要な事項及び実施頻度等を記入した支援計画を作成しなければならない。

- 2 本会において作成した支援計画が、契約内容の一部となる旨を明らかにしたうえで、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で事業の契約を締結する。

(支援計画の見直し)

第8条 前条の規定に基づいて、契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約能力につき疑義が生じた場合は、府社協が実施する契約締結審査会に諮るものとする。その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

- 2 支援計画は、利用者の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期及び必要なつど見直しを行う。
- 3 支援計画を変更する場合は、事前に、府社協と協議する。

(契約の解約等)

第9条 事業の利用者は、いつでも事業の契約を解約することができる。

- 2 本会は、次に掲げる場合には、府社協の同意を得た上で契約を解約又は終了することができる。ただし、契約の解約又は終了にあたっては、利用者の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めるものとする。

- (1) 利用者が施設に入所したり、長期に入院したり、住所を移転したためにふさわしい援助ができない場合
- (2) 利用者の意思を確かめられないために、新たな支援計画を作成することができない場合や、利用者の生活にふさわしい援助ができない場合
- (3) 利用者の責任によってこの契約を続けることが困難な場合又は利用者の生活を適切に援助することができない場合

(利用料)

第10条 この事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

- 2 利用料は、府社協の定めによるものとし、「福祉サービス利用援助に関する契約書」に明記する。
- 3 利用者は、前項の利用料を直接本会に支払うものとする。
- 4 本会は、利用者の経済状況等を勘案し、第2項に定める利用料を減免することができる。

(事業の監督)

第11条 本会は、事業の実施にあたって府社協の監督を受ける。

- 2 本会は、府社協に対して、利用者との契約履行状況を定期的に報告しなければならない。
- 3 前項のほか、府社協から求めのあるときは、本会は、すみやかに事業の実施状況並びに利用者との契約履行状況について報告しなければならない。
- 4 事業が円滑に行えない事由が生じた場合は、その都度、府社協と協議するとともに、必要に応じて契約締結審査会または京都府社協福祉サービス運営適正化委員会に助言を求め、対処の方法を決定するものとする。

(事業の実施体制)

第12条 本会は、事業の適切な運営を確保するために、責任者を定めるとともに、専門員及び生活支援員を配置する。

- 2 責任者は、次の業務を行う。
 - (1) 本事業の統括に関する業務
 - (2) 専門員の指導及び監督の業務
- 3 専門員は、次の業務を行う。
 - (1) 受付相談業務
 - (2) 契約締結の判断に関する調査、調整業務
 - (3) 契約の締結に関する業務
 - (4) 生活支援員の指導及び監督の業務
- 4 生活支援員は、次の業務を行う。
 - (1) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
 - (2) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務
- 5 この事業に従事する職員の配置にあたっては、事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い知識並びに事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めなければならない。

(プライバシーの保護)

第13条 利用者に関する個人情報については、本会の個人情報保護に関する基本方針に基づき、適正な方法により管理する。

2 この事業に従事する職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(保険制度への加入)

第14条 事業の信頼性をより高めるため、事業実施にあたって保険制度へ加入するものとする。

(苦情への対応)

第15条 この事業の利用に際し、利用者は、いつでも、本会及び府社協に対して苦情を言うことができる。

2 利用者は、前項のほか、第三者機関としての府社協福祉サービス運営適正化委員会に対して苦情を言うことができる。

3 本会は、利用者の苦情を受け付けたときは、その解決に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。